

私立 山梨学院短期大学

プログラムの名称：短期大学を拠点とした長期的自立支援の取組
 -- 児童養護施設出身者への卒業後支援を含めて

プログラム担当者：保育科 教授・学生部長 田邊 幸洋

キーワード

1. 児童養護施設
2. 青年期の自立
3. 経済的支援
4. 心理的支援
5. 卒業後の継続支援

1. 大学の概要

本学は1946（昭和21）年の創立以来、「智と情と勇気をそなえ、実践を貫んで、社会に貢献する人間を育成する」との教育理念に基づき、現在は「食と健康」「幼児・初等教育と児童福祉」の専門職としての基本的態度と人間観、及び専門的知識と技術を各分野の実践に生かせる人間の育成を目指している。

県民総人口が89万人に満たず、18歳人口の減少はもちろん県内出産総数も7,300人を割った地方の私立短期大学である本学は、地域の実態や時代の要請に即応しつつ、地方文化の創造拠点を目指し、主体的で柔軟性に富む取組を追求しつづけている。

特に学生支援と深く関連する本学教育活動では、まず卒業要件である演習科目（通称「ゼミ」）において、各教員が担当する少人数の「ゼミ」学生に対し、卒業レポート作成などの学習指導に加えて就職や人間関係等の悩みにも耳を傾け、学生が専門性を各自の生き方との関連で模索できるよう支援している。

実習科目は学生が職業意識を高める一方で自分の適性を再考する進路支援の契機となっている。さらに入学時及び卒業時の意識調査・満足度調査により、学生のニーズ及び教育効果を把握し、さらなる教育改善に生かしている。

全学的な学生支援の取組では、学長のリーダーシップの下、月例の拡大教授会兼合同会議において全学的な方針の共有及び各部署の連携がなされている。

また各学科の科内会議において個別学生に関する情報共有及び支援実施の検討を緊密に行っている。

さらに、学生支援を本法人全体の問題として一層の充実を図るため、2006（平成18）年度より、併設の山梨学院大学との協働で「山梨学院学生総合支援委員会」が設置され、本学からも教職員が委員として法人内の連携を図っている。

他方、学外諸機関との間で、高校生の専門性へのイ

メージ形成に資するよう、本学教員による高校への出張講義を行ったり、本学教職員と附属高校職員との間で高大連携委員会を組織し、進学者のレディネス形成のための取組を検討・実施している。さらに、本学入学見込者の基礎学力向上のための入学前学習課題を用いた指導に取り組んでいる。

就職支援については、各学科の就職指導担当が中心となって、卒業生就職先への「卒業後調査」の媒介依頼の機会など、県内及び近県の教育機関・医療機関・福祉施設と密に情報交換を行っている。また、在学生の実習先へ教員が訪問し指導する機会が同時に卒業後フォローアップの機会ともなっている。

心身の健康に関する支援については、不調を訴える学生や、学生生活維持のため身体的・精神的加療を要する学生に対して、保健管理室・学生相談室等が中心となって、近隣の各科専門医療機関へと紹介を行っている。また留学生への支援は、本学の提携海外教育機関から招へいした客員教授と連携して、学習及び生活の支援に当たっている。

日々行われる授業を通しての修学支援が最も直接的に学生支援の満足度につながると経験的に認識しているが、学生の授業満足度は、毎年度行われる調査の結果からもおおむね良好である。

さらに2005（平成17）年度に行った卒業生の就職先に対する調査の結果によれば、特に専門職に就いた卒業生に対する意欲的・積極的・中核の人材等の評価が多いことから、地域に一定の社会的貢献を果たしていると受けとめている。

2. 本プログラムの概要

本学は40年来、児童養護施設入所児童へ高等教育の機会を提供しつづけて、「自立援助奨学金制度」の確立をみた。しかし、在学中のみの支援の限界、職場再適応指導や生活保障の充実、学生のプライバシー保持への配慮等

の課題もみられる。

本プログラムでは、本学入学前から卒業後の自立に至る長期的支援の構築を目的として、入学前支援：施設との連携による進学希望者の発掘と生活管理能力向上の指導、在学中支援：居住環境と生活資金に関する経済的支援、当該学生への就職指導の充実と就職先開拓に関する就職支援、及び各部署・教職員との連携や個別支援の担い手となる担当者の配置や面談スペースの設置等に関する心理的支援、卒業後の継続支援：30歳までを目安とした経済的支援・就職支援・心理的支援の継続を実施する。

基本的な生活習慣や自尊感情を得難い境遇にあった青少年が青年期の自立を追求する支援は、新たな高等教育の可能性への道であると考えられる。

3. 本プログラムの趣旨・目的

(1) 本学「自立援助奨学金制度」成立までの経緯

昭和40年代の初め、本学学生が児童養護施設*1での実習で出会ったある児童から「保育さんになりたい」という夢を打ち明けられた。国民全体としても十分豊かとは言えなかった経済状況に加え、家庭の養育機能が崩壊した中を生き延びた経験を持ついわゆる「施設の子」が高等教育を受ける、ということが現在*2以上に想像し難かった当時、そのことに問題意識を持った学生と教職員が一体となって、その子のような境遇にある子供に就学の機会を与えたい、と募金活動を始めた。やがてその思いは1980(昭和55)年、入学金・授業料等の免除を認める本学「給費生」制度の導入へとつながっていった。

以来本学では、児童養護施設に入所する児童に高等教育を受ける機会を提供し、資格取得等、自らの将来に希望を持てるような支援をすること、教育的支援と福祉的支援の一体化について、福祉を専門とする短期大学として熱い願望を抱いている。

給費生制度の導入以後も様々な検討を重ね、1994(平成6)年に「自立援助奨学金制度」として定着した。

この奨学金制度は、養護施設等の入所者で保護者等から学費の支援が受けられない状況にあるが、向学心が強く本学への進学を切望する者に対し、将来の自立の道を確保するために、自立援助奨学入試の合格者に修学費用を支給援助するものである。毎年度、各学科2名を対象に予算化し、志望者のなかった場合は、将来に備えて、その予算を3号基本金として積み立てている。

対象者の募集は、「施設実習」担当教員が各児童養護施設の指導員と話し合い、応募を促している。現在まで自立援助の支給対象となった学生(以下「自立援助奨学生」)は、神奈川県1名、山梨県より3名、長野県より6名の合計10名に及ぶ。

本制度は、児童養護施設の子供たちにとって、高等教育への進学が自然な話題にのぼり、自助努力により厳しい境遇を乗り越えていく可能性に開かれた希望の光として認知されつつある。

(2) 現行の取組から見出された課題

しかしながら、短期大学における教育を受けたこれらの青年が真に社会的自立をしていく支援となるために、現行の取組から以下に挙げる課題も見出された。

(i) 卒業後支援の困難

卒業後も視野に入れた支援の必要が感じられても、現行制度上は在学中の支援に限られ、以後の支援は教員の個人的な努力に頼らざるを得なかった。

(ii) 基本的な生活習慣獲得の困難

経済的困難に加え、当該学生の金銭管理上の困難など、基本的な生活習慣が身につけていない場合が多く見られた。そこには、「お金の使い方」「お米の炊き方」「勉強する習慣」など通常なら当然と考えられる生活経験自体の少なさによる未学習や、情緒面での不安定が生活感のバランスを欠いた消費行動となって表出するなどの可能性が考えられた。

それらに対しては、経済的支援の保障に加え当該学生にセルフ・マネジメントの感覚を育て自他への信頼感を培う機会を提供すること、また金銭管理・日常生活習慣を保つための支援には児童養護施設との長期的連携が不可欠となるが、短期大学在学中の2年間でこれらのケアを十分に行うことには時間的な困難があった。

(iii) 就職上の困難

出身を斟酌されて職に就くことが困難であったり、仮に就業できても離職してしまうことが繰り返されたりなど、就職に関する困難が見られた。

これらより、従来行われている在学中の就職支援や卒業後のフォローアップに加え、ケースワーク的関与によるキャリア模索の機会を保障する体制が必要と考えられた。

さらに、就業支援については卒業後の職場再適応指導なども視野に入れた年単位の長期間にわたるケア、及び経済的・社会的な自立に至るまでの中間段階をつなぐ生活の場も保障する必要が見られた。

(iv) 守秘と援助の相克

在学中の修学及び学生生活支援においても、自立援助奨学生に対しては特に配慮を要する場面が多々見られた。その中で、科内教職員の了解という条件が整えば可能となる配慮の方策があっても、当該学生の出身がみだりに明らかになることの恐れも生じ、それらの相克が有効な支援の円滑化を妨げる場合も見られた。

このことから、当該学生のプライバシーに対する守秘を保障しつつ、彼らに有益な支援のあり方が慎重に検討され、実施される必要があると考えられた。

(3) 本プログラムの目的と趣旨

児童養護施設に育った青少年は、本人の意思に関わらず、保護者の不在や虐待などにより環境的な不遇の状態におかれ、自己否定的感情や他者への不信任とあきらめ、誰にも向けることのできない鬱屈した感情や怒り、それを適切に表現する人間関係形成能力や社会生活を不利益なく送るための基本的な生活習慣を獲得する機会の不足などから、心理・社会的な自立が阻まれている場合が多い。

さらに最低限の経済的後盾や身分保証がないために、例えば「アパートでの自活」を願ったとしても、「保証人不在のため賃貸契約ができない」「必要最低限の家財道具を買い揃えることができない」「『身元が不確か』として就職を断られる」「何とかアルバイトを見つけて生活費を工面しても家賃までは手が回らない」「施設退所より成人するまでの間、身元保証人が不在となるため健康保険に加入できず、軽微な事故・病気でも即生活が破綻の危機に陥る」など、幾重もの障害が立ちはだかる。そのような彼らにとって、「将来への希望を持つ」ということさえも、自らを窮地に追いこむ危険な思いとして封印されなければならない構造が生じることは想像に難くない。

しかし、経済的・社会的・心理的な切迫のリスクが極めて高い中であってもなお、自らこの不遇から脱却したい、自分で人生を切り拓いていきたい、と望んでやまない青少年がいる。それに応えるのは、高等教育機関として果たすべき社会的責務ではないだろうか。

以上の課題と問題意識を踏まえ、本プログラムでは、児童養護施設に入所する児童の、本学入学前から卒業後の自立に至るまでの長期的かつ一貫した支援システムを構築することを目的とする。

4. 本プログラムの独自性（工夫されている内容）

本プログラムにおける具体的な支援計画は次の通りである。

(1) 入学前の支援

施設との継続的連携により、本プログラムの周知と、本学進学希望者を掘り起こす。また、進学希望者に対して、生活習慣・金銭管理を含めた事前指導などのセルフ・マネジメント、及び専門的職業に就くことへのキャリアイメージ形成を支援する。

(2) 在学中の支援

既存の「自立援助奨学金」に加え、委託提携による住居の確保や光熱水費の援助など、居住環境と生活資金に関する経済的支援を行う。

また修学支援の面では、従来行われてきた残部テキスト等の支給に加え、学生総合支援室に嘱託の担当者を配置する。この担当者は、本プログラムにおいて自立支援の対象となる学生（以下「自立支援学生」）の修学・学生生活上の諸問題に対応するため、自立支援学生の守秘に配慮しつつ、「施設実習」担当教員や「ゼミ」担当教員など各部署・教職員と連携を図り、情報の集約と個別指導の主な担い手となる。この嘱託担当者には、本プログラムに理解のある者（カウンセラー・ケースワーカーなど）を充てる。

就職支援では、就職指導担当教員が中心となって自立支援学生に対する個別指導を徹底するとともに、地域の就職先に対する理解の浸透及び確保を図る。

さらに心理的支援として、自立支援学生が日常的に気がねなく種々の相談ができるよう、学生総合支援室内に面談スペースを設けるとともに、先述の嘱託担当者が相談に応じる。この担当者は、学生指導担当教員と協働して、衣食住への目配りや金銭管理、地域生活適応への目配りなどの基本的な生活支援の担い手を兼ねるものとする。

(3) 卒業後の支援

在学中の支援の延長線上で、卒業した自立支援学生が社会的自立を成すまでの中間段階として、引きつぎ居住環境に関する卒業後経済的支援を行う。

卒業後就職支援では、就業に関する相談、就職に関する手続き等具体的活動に関するケースワーク、及び職場適応への指導を実施する。さらに離職した場合の再就職支援などのフォローアップを図る。

卒後心理的支援は、引きつづき学生総合支援室の嘱託担当者が主となって、相談への対応、及び基本的な生活支援の担い手となる。

なお本プログラムは、通常以上に社会的自立への障壁が高く、長期的な支援が不可欠となる自立支援学生及び卒業生が一定の社会的自立を果たすまでの時期を勘案すれば、卒業生への以上の支援は30歳までを目安とする。

本プログラムは、教育的支援と福祉的支援を長期的視点に立って相乗的に行うものである。先に述べた高等教育機関の社会的使命を果たすための取組として、多様な学生に対する高等教育の機会保障という「ユニバーサル・アクセス」実現のためのモデルケースになると考えている。

5. 本プログラムの有効性（効果）

（1）社会的ニーズへの対応に関する本学の姿勢

早晩社会へと巣立っていく短期大学の学生にとって、いわゆる「社会人」として生きていくために必要な力は単なる知識の習得のみで得られるとは言いがたい。新たに参画しようとする彼らに社会が求めるのは、「協同的に生きていく」ための様々な力、例えば他者の心情を感じし他者に対するより深い理解へと至る力、またそれを実効的なものとするための言語・非言語にわたるコミュニケーション能力、さらに自分が生きる場としている共同体の福祉に寄与するためにそれを俯瞰的に理解する態度、などであろう。そしてそれらの諸力の不足を、社会はますます憂慮するようになっていくと捉えられる。

このような、他者への感受力やコミュニケーション能力や共同体参画への関心などは、学生自身の感情や価値観、身近な人間関係のあり方への気づきの深化と往々にして相関するものである。学生がこれら自他への理解と関与の深化を涵養し、自身の生き方の問題として自らが学ぶ「食」や「健康」、「保育」や「教育」の専門性を問いつづけて、身に付けた学問的態度や技術を地域社会へと還元していく人間の育成は、まさに先述した本学の教育理念に通じるものであり、本学では日々の教育・学生支援の活動の中で展開しているものと考えている。

（2）本プログラムから期待される効果

先述のように幼少時の困難から将来への展望を持ち難くなっている、あるいは持つことをあきらめてしま

う可能性の高い青少年に対し、高等教育機関が門戸を開き、彼らが社会の中で希望を持ちながら自己実現を図り、稀有な人生を歩んできた者だからこそ担える社会的役割の下で活躍できる人材へと成長するための方策として、本プログラムは極めて有効であると考えている。

本プログラムは、対象となる学生の出身に対する偏見がまだに残る世情から、学内でみだりに喧伝することは対象学生の不利益を招く可能性がある、ということに細心の配慮をしながら進めなければならないと考える。そのため従来の学生支援の取組に比べると教職員や他の学生に対する守秘性が高まることは否めないが、それでも次の諸点において、従来の取組との相乗効果が期待できる。

一つは、本プログラムの就職支援の中で、本学と外部児童養護施設との相互理解が深められることにより、この領域の福祉施設に就職を希望する一般学生に道が開かれる可能性が考えられる。また、自立支援学生が学生生活を送る際のリスクの高さについて先述したが、これまで自立援助奨学生のサポートにおいて特殊な対応を迫られる事例も見られたことから、本プログラムで複数の教職員がチームで携わることにより、他の学生に対する学生生活支援へのノウハウの蓄積が期待される。

本プログラムは、先述した社会の求める「協同的に生きる」力を欠いていると見なされてきた青少年に、その力を培うための機会を提供しようとするものであり、その点で直接的にその社会的ニーズに応えようとするものである。

また、不遇な環境下にあっても自立を求める学生にとって、専門的知識・技能を修得しながら自己の成長を志向できる場に臨める本プログラムが、学生のニーズに沿うものであることは論を待たないと思う。

6. 本プログラムの改善・評価

本プログラムが真に実効的なものであったかどうかの評価は、「自立支援学生」が卒業後に経済的・社会的・心理的自立を果たした、という結果の有無に尽きると考えている。

具体的には、支援終了時における対象者の就業状況や生活基盤の確立などが自立達成の指標と捉えられるであろう。

本プログラムにおいて得られた結果を、以後のさらなる充実のために生かしていく所存である。

7. 本プログラムの実施計画・将来性

(1) 2007(平成19)年度〔取組前年度〕

(i) 「自立支援」関連規程制定の要請

本プログラムの目的及び支援内容、その必要性とともに、本法人に対し「自立支援」に関する規程の制定を要請し、学内における法的根拠を確立する。また、この取組の実施にあたり必要となる、人材の確保や居住環境等の整備、それらにかかる人件費や賃借料及び通信費等の関連経費について財政面の整備を行っている。

本法人内におけるこれらの諸整備の過程で、本プログラムを全学的取組として教職員へ周知し意識の改善を促す効果もあると考えられる。

(ii) 「自立支援会議」開設へ向けた調整

本プログラムの実効的な運営機能を確保するために、学長を議長として、「施設実習」担当教員・学生指導担当教員・就職指導担当教員及び本学事務職員からなる「自立支援会議」(仮称)を学生総合支援室内に開設する。

当会議の開催及び嘱託担当者が学生の面談や情報管理等相談援助活動をする諸設備を本学学生総合支援室内に設置するため、学内諸部署との調整を図る。

自立支援会議の開設により、プライバシー保持に特に配慮を要する対象学生について、個人情報との共有と守秘との相克を最小限にし、経済・修学・就職・心理の多面的な問題に対する有益な支援を慎重に検討かつ実施することが可能となり、同時に本プログラムにおいて複数の教職員がチームで携わることにより、学生生活支援へのノウハウの蓄積が期待される。

(iii) 嘱託担当者の選定

嘱託担当者は取組初年度より、自立支援会議を中心とした各部署・教職員と連携を図り、自立支援学生の修学・学生生活上の諸問題に対応するため、自立支援学生の守秘に配慮しつつ、情報の集約と個別指導の主な担い手となる。

担当者の導入により、教員の個人的な努力のみに依存しない支援体制が保障されるとともに、対象学生の状況及び特性に応じて継続的かつきめ細やかな指導・援助が可能となり、支援に必要な個人情報を集約しつつ教職員間の円滑な連携が図られる。本プログラムに理解のある者を充てるため、その選定を慎重に行う。

(iv) 児童養護施設との折衝

児童養護施設との連携について、これまでは「施設実習」担当教員が山梨県及び近県各施設の指導員と話

し合い「自立援助奨学金」への応募を促してきたが、これに加えて次年度以降に本格化する本プログラムの周知及び入学前支援の実施プロセス確立のための聞き取り調査を兼ねた予備的折衝を行う。これにより、本学と外部児童養護施設との相互理解を深め、本プログラムの利用希望者に対する入学前指導の充実や支援の円滑な移行を図る。

(v) リーフレットの作成・配布

本プログラムにおける取組を紹介するリーフレットを作成し、山梨県及び近県の児童養護施設・高校など関係諸機関に配布することにより、本プログラムの周知と利用希望者の発掘につなげ、他大学の学生支援に対する情報発信を図る。

(2) 2008(平成20)年度〔取組初年度〕

(i) 前期授業期間(4月～9月)

学生総合支援室内に面談スペースを設置し、嘱託担当者を採用する。同時に嘱託担当者を「自立支援会議」に加え、当会議による学内組織の設計及び各部署への周知を行う。また、本プログラムの周知及び入学前支援の実施プロセス確立を目指して、県内及び近県の児童養護施設との折衝を重ねる。さらに、居住環境の確保のため、しかるべき住居を探し、物件所有者との委託提携を結ぶ。

並行して、現在在学中の自立援助奨学生への修学・就職・心理・基本的生活の諸支援を開始するとともに、過去10力年に卒業した該当卒業生の現況について可能な限り情報収集を行い、卒後諸支援の対象者となり得る卒業生に対して打診を図る。

(ii) 後期授業期間(10月～2009年3月)

在学中の自立援助奨学生の希望に応じて、提携住居への入居及び光熱水費の支給を開始する。これらは、卒後支援を希望し該当すると判断された卒業生に対しても同時に開始する。

当年度にて卒業見込の在學生に関する就職支援の本格化と、卒後支援の継続を含めた卒業後の生活について本人と担当各教職員が相談を重ね、「自立支援会議」でコンセンサスを形成しながら方針を探る。

同時に、年度末を目処として、卒後支援中の卒業生に関する今後の生活方針について、本人の意向を汲みながら検討する。一方、自立援助奨学入試合格者に対する本自立支援プログラムの理解を図り、入学後の利用に向けた準備を行う。

(3) 2009(平成21)年度〔取組第二年度〕

(i) 前期授業期間(4月～9月)

自立支援学生の入学とともに本プログラムによる支援を開始する。同時に新卒業生の卒業後支援を開始する。

(ii) 後期授業期間(10月～2010年3月)

前年度同様卒業見込学生の就職支援・卒業後の生活と支援方針の検討、卒業後支援中の卒業生に関する今後の生活方針の検討、自立援助奨学入試合格者の支援準備を行う。第二年度末において、支援サイクルの枠組みが確立されることとなる。

(4) 本プログラムの将来性

本プログラムは、40年にわたる本学独自の取組の中で得た数々の経験・反省点を基に、将来に向けてさらなる内容の充実と地方短期大学としての使命を果たすべく実施するものである。

基本的な生活習慣の習得や、社会の一員としての効力感と自尊感情を持ち難かった児童養護施設入所児たちの厳しい現実を正面から見据え、困難の中から彼らが経済的・社会的・精神的な自立を目指して変容していく「あたりまえ」の幸福追求の道を、人生の転換点となり得る青年期を通じて支える。

本プログラムは、その必要性への認識を社会の中で掘り起こしつづけるべく、たとえ少数ではあっても10年後、20年後も着実に遂行すべきものであると痛切に感ずると同時に、福祉を専門分野とする高等教育機関として、一つの社会的責務を担い、新たな高等教育の可能性を拓くものであると考える。

【注】

*1: 児童福祉法では、18歳までの者を「児童」と定義している。「児童養護施設」とは、同法第41条に定められた、乳児を除く「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」をいう。

厚生労働省(2004)によれば、2003(平成15)年2月1日現在、全国の児童養護施設に在所していた児童の総数は30,416人、うち6歳～15歳の在在者数は各年齢1,981人～2,197人の間にあった。16歳以上の在在者は年齢が上がるほど少なくなるが、18歳以上の在在者も1,119人見られた。

*2: 厚生労働省(2004)によれば、児童養護施設の年長児童(中学3年生以上)が高校卒業後の進学を希望した割合は21.4%であり、全国平均で高校卒業者の49.3%が大学等への進学を果たす現状(文部科学省、2006)からのかい離は今なお大きい。

【文献】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

2004 児童養護施設入所児童等調査結果の概要
(平成15年2月1日現在)

文部科学省生涯学習政策局調査企画課

2006 平成18年度学校基本調査(確定値)

選
定
理
由

山梨学院短期大学においては、学生支援に関する目標に基づき、学生支援の取組を40年以上にわたり、具体的かつ組織的に実施しており、その結果は「山梨学院学生総合支援委員会」、「山梨学院私費外国人留学生奨学金」、「山梨学院短期大学自立援助奨学金」などの制度において、大きな成果を上げていると言えます。

また、今回申請のあった「短期大学を拠点とした長期的自立支援の取組 児童養護施設出身者への卒業後支援を含めて」は、いわゆる「施設の子」として高等教育を受けにくい状況下にある学生に対する在学中の経済的支援、心理的支援、就職支援に留まらず卒業後の経済的支援、就職支援、心理的支援までを行う取組で、教育的支援と福祉的支援の一体化が具現化されており、他に見られない工夫ある取組であると言えます。支援対象年齢を30歳までとしていることに若干危惧する点がありますが、他の大学等の参考となる優れた取組であると言えます。